

青森県建築基準法施行細則（定期報告関係 抜粋）

（定期報告を要する特定建築物の指定等）

第十条 法第十二条第一項の規定により知事が指定する特定建築物は、次の表の上欄に掲げる用途に供する建築物で当該下欄に掲げる規模のもの（法第六条第一項第一号に掲げる建築物で令第十六条第一項に規定するものを除く。）とする。

用途	規模
一 劇場、映画館又は演芸場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの（床面積が百平方メートル以下のものを除く。以下この表において同じ。）、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの又は主階が一階にないもの（その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のものを除く。）
二 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
三 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。次項において同じ。）又は児童福祉施設等（令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等をいう。次項において同じ。）	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
四 ホテル又は旅館	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
五 下宿、共同住宅又は寄宿舎	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
六 学校又は体育館	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
七 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
八 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホー	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

ル、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が十平方メートル以下のものを除く。)	
---	--

- 2 施行規則第五条第一項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める年の九月一日から十一月三十日までとする。
 - 一 令第十六条第一項第一号及び第二号に掲げる建築物並びに同項第三号に掲げる建築物(ホテル若しくは旅館の用途に供するもの又は法別表第一(い)欄(四)項に掲げる用途に供するものに限る。)並びに前項の建築物のうち同項の表第一号、第二号、第四号及び第八号に掲げる建築物 平成十五年及び平成十五年から起算して三の倍数の年を経過したごとの年(知事が指示した建築物にあつては、平成十五年から毎年又は平成十四年から起算して二の倍数の年を経過したごとの年)
 - 二 令第十六条第一項第三号に掲げる建築物(病院、診療所又は児童福祉施設等の用途に供するものに限る。)及び同項第四号に掲げる建築物(体育館の用途に供するものに限る。)並びに前項の建築物のうち同項の表第三号及び第六号に掲げる建築物 平成十三年及び平成十三年から起算して三の倍数の年を経過したごとの年
 - 三 令第十六条第一項第三号に掲げる建築物(共同住宅又は寄宿舎の用途に供するものに限る。)及び同項第四号に掲げる建築物(博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供するものに限る。)並びに前項の建築物のうち同項の表第五号及び第七号に掲げる建築物 平成十四年及び平成十四年から起算して三の倍数の年を経過したごとの年
- 3 施行規則第五条第三項の報告書、定期調査報告概要書及び調査結果表は、これらの提出日前三月以内に調査させて作成したものでなければならない。
- 4 施行規則第五条第四項に規定する規則で定める書類は、知事が別に定める。
- 5 施行規則第六条の三第五項第二号の規定により知事が定める期間(同条第二項第七号の書類に係るものに限る。)は、当該書類による報告を受けた日から起算して三年間とする。

(定期報告を要する特定建築設備等の指定等)

- 11 法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるもの(令第十六条第三項に規定するものを除く。)とする。
 - 一 小荷物専用昇降機(籠が住戸内のみを昇降するものを除く。)
 - 二 防火設備のうち、前条第一項の表に掲げる建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物で令第十六条第一項に規定するものを除く。次号において同じ。)に設けるもの(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)に限る。)
 - 三 法第二十八条第二項ただし書及び同条第三項に規定する換気設備又は法第三十五条に規定する排煙設備若しくは非常用の照明装置のうち、法第六条第一項第一号に掲げる建築物で令第十六条第一項に規定するもの又は前条第一項の表に掲げる建築物に設けるもの
- 2 施行規則第六条第一項又は第六条の二の二第一項の規定により知事が定める時期は、毎年九月一日から十一月三十日までとする。ただし、前項第三号に掲げる建築設

備に係る施行規則第六条第一項の国土交通大臣が定める検査の項目については、当該建築設備が設けられている前条第二項各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める年の九月一日から十一月三十日までとする。

- 3 施行規則第六条第三項又は第六条の二の二第三項の報告書、定期検査報告概要書及び検査結果表は、これらの提出日前三月以内に検査させて作成したものでなければならない。
- 4 施行規則第六条第四項又は第六条の二の二第四項に規定する規則で定める書類は、知事が別に定める。
- 5 施行規則第六条の三第五項第二号の規定により知事が定める期間(同条第二項第八号及び第九号の書類に係るものに限る。)は、当該書類による報告を受けた日から起算して一年間(第二項ただし書の検査の項目に係る書類にあつては、三年間)とする。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。
- 2 防火設備(この規則の施行の際現に存するもの又はこの規則の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七条第五項又は同法第七条の二第五項(これらの規定を同法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る改正後の青森県建築基準法施行細則(以下「改正後の細則」という。)第十一条第二項の規定の適用については、平成三十一年五月三十一日までの間は、同項中「毎年九月一日から十一月三十日まで」とあるのは、「当該防火設備が設けられている前条第二項各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める年の九月一日から十一月三十日まで」とする。
- 3 前項の規定により読み替えられた改正後の細則第十一条第二項に規定する時期に報告すべき防火設備に係る建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条の三第二項第八号の書類に係る改正後の細則第十一条第五項の規定の適用については、同項中「一年間」とあるのは、「、平成二十八年十一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同条第二項第八号の書類にあつては三年間、平成二十九年十一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては二年間、平成三十年十一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては一年間」とする。